

# 議 事 日 程

令和7年第4回浜中町議会定例会

令和7年12月11日午前10時開議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2	議案第87号	令和7年度浜中町一般会計補正予算（第7号）
日程第 3	議案第88号	令和7年度浜中町介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第 4	議案第89号	令和7年度浜中診療所特別会計補正予算（第3号）
日程第 5	議案第90号	令和7年度浜中町下水道事業会計補正予算（第1号）
日程第 6	議案第91号	浜中町教育委員会教育長の任命同意について
日程第 7		閉会中の継続調査の申し出について (総務経済常任委員会・社会文教常任委員会・広報公聴 常任委員会・議会運営委員会)

---

開 議 宣 告

---

○議長（落合俊雄君） 前日に引き続き、会議を開きます。  
本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

---

○議長（落合俊雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、前日同様であります。

---

日程第2 議案第87号 令和7年度浜中町一般会計補正予算（第7号）

---

○議長（落合俊雄君） 日程第2、議案第87号の質疑を続けます。  
7番渡部貴士議員。

○7番（渡部貴士君） 2点質問させていただきます。

37ページの2款総務費1項総務管理費、38ページのその他一般行政に要する経費のうち、普通旅費と町長交際費についてお伺いいたします。

本町の財政状況が非常に厳しさを増す中で、私たち議会としては限られた財源をどのように町民の暮らしに還元していくか、不断の見直しが求められていると考えております。このような中で、町長の旅費及び交際費について、近年、増加傾向が見受けられます。もちろん、町長としての対外的な活動が町の発展につながることは十分理解しておりますし、必要な出張や交際があることも十分承知しております。ただ、財政運営の透明性確保と町民の理解を得るという観点から、以下について質問させていただきます。

まず、旅費、交際費の増加の背景と目的について、増額となっている主な理由、また、今回計上された出張の内容がどのように町政に反映されるのか、お示しをいただきたいと思っております。

また、費用対効果の説明についてです。出張や交際の成果を町としてどのように評価し、費用に見合う効果があったと町民に説明できる形で整理されているのか、取組の状況についてお伺いします。

もう一つは、今後の経費削減の抑制についての考えをお伺いいたします。

次に、47ページの5款農林水産業費2項林業費、48ページの有害鳥獣被害に対策に要する経費のうち、ヒグマ駆除等従事者報酬についてお伺いいたします。

本町でも、近年、ヒグマの出没が増加し、住民の安心、安全を守るための対策が欠かせない状況と認識しております。今回計上されているヒグマ対策費の具体的な内訳ですが、

謝金、出勤手当、捕獲の報償金があるのかなど、どの項目にどれだけ配分されるのか、詳細を伺わせていただきます。

その上で、近年、全国的にハンターの高齢化、担い手不足、危険性の増大が指摘されています。命をかけて住民の安全を守ってくださるにもかかわらず、待遇が見合わず、結果として業務拒否に至った自治体もあります。

こうした事例を踏まえ、次の点を伺います。

今回の費用の比較基準があるのか、また、ハンターの確保や育成、処遇改善について課題認識をお持ちなのか、この二つをお伺いさせていただきます。

**○議長（落合俊雄君）** 総務課長。

**○総務課長（佐々木武志君）** 38ページのその他一般行政に要する経費のうち、普通旅費及び町長交際費が増加傾向というご質問に私からお答えをいたします。

まず、旅費につきましては、理事者の要望活動等があり、道内に限らず、道外への出張が多くなってきております。当初予算では400万円でスタートしたところですが、実績を申しますと、10月末で397万2257円の支出となっております。

昨年度の令和6年11月から3月につきましては83万3535円です。これを合わせますと480万5792円という数字になるわけですが、今年度につきましても、実績見込みを加えまして500万円になるよう、補正のご提案をさせていただいたところでございます。

町長交際費につきましても同様の考え方でございます。いろいろと出張もございまして、近年は、町で支出している葬儀の供花が増えている傾向です。今年度の10月までの実績は168万4922円です。令和6年度の11月から3月までの実績としましては71万7081円、合わせますと240万2003円となります。その他の調整を踏まえまして、70万円増の270万円で予算のご提案をさせていただいたところ です。

**○議長（落合俊雄君）** 副町長。

**○副町長（石塚豊君）** 私から、普通旅費の関係と交際費の関係について説明したいと思います。

旅費にしても、交際費にしても、今回は不足分を計上することを提案させていただいておりますけれども、旅費につきましては、今回、旅費の改定がございまして、宿泊費が増えたことも経費の増大につながっております。

また、町行政として真に必要な経費として支出しておりますので、決して無駄遣いしている、必要のないもので出張しているというわけではございません。先ほど課長からも説明しましたけれども、各種要望活動や要請活動、あるいは、必要な会議の出席で計上しているということでございます。

議員から費用対効果の関係のお話がありました。例えば、現在、町でも積極的に進めております企業版ふるさと納税の関係で、直接、企業様に赴いて要請活動を行っております。

して、その効果が表れてきております。また、今回、与那原町との交流もあり、旅費を使って活動することによりまして、浜中町と与那原町の友好都市の発展につながっております。

そうしたことから、今回は町として本当に必要な経費を計上させていただいたということです。

また、交際費の関係につきましても不足分の見込み計上でございますけれども、先ほど課長からお話がありましたとおり、葬儀の関係や釧路での開催ということで経費がかかっております。また、交際費につきましては今年4月から公表を行っております。個人名は差し控えますけれども、交際費の支出区分ごとの明細を毎月公表しておりますので、ご理解をお願いしたいと思いますし、交際費も本当に必要な経費ということでご理解をいただきたいと思っております。

**○議長（落合俊雄君）** 農林課長。

**○農林課長（渡邊馨君）** 48ページの有害鳥獣被害対策に要する経費の報酬の内訳についてお答えします。

まず、ヒグマ駆除従事者報酬につきましては、新年度で74万3000円であったものに対し、9月定例会で予算不足が生じ、47万円の補正計上を行い、現予算総額は121万3000円ございました。

10月末時点での執行額は144万3750円であり、既に23万750円の不足が生じたこと及び11月以降の出動手当として1日当たり1万6500円を30回支出する見込み分、49万5000円を合わせて、このたびの72万6000円を予算計上したものでございます。

続いて、中身についてですが、報酬は、浜中町でいえばあくまでも出動手当でして、先ほど申し上げましたとおり、1日当たり1万6500円の支給となっております。

続きまして、比較基準という質問であります。管内との比較と捉えて答弁したいと思います。

管内では、出動手当、それから、1頭当たりの駆除に対する支給という形を取っていますが、浜中町におきましては、先ほど申し上げたとおり、出動手当1万6500円のみでの支給です。

管内を取りまとめた中では、1万6500円が一番高いです。また、同時に行われている他の町村の12月定例会で他の町村は引上げをするという情報も入ってきております。この金額につきましては町の非常勤職員の報酬額を基準に算出しております。

最後に、ハンターの処遇改善についてです。

ハンターの処遇改善という質問がどのような改善のことか、分からない部分もあるのでございますけれども、町、猟友会の全体的な取組の中で、浜中に限らず、高齢化していることもありまして、町におきましては狩猟免許の取得に対して助成し、ハンターの若返りを図っております。

3年ぐらい前の定例会でも同じような質問がありましたが、その際はハンターの平均年齢が60代でしたが、現在は53.1歳と若返っております。今後、技術の伝承も含め、町としてはそういった取組についても行ってほしいと働きかけております。

**○議長（落合俊雄君）** ほかにありませんか。

2番渡邊秀治議員。

**○2番（渡邊秀治君）** 私からは2点お聞きします。

37ページの2款総務費4目振興費、40ページのふるさと創生に要する経費のうち、12節委託料、ふるさと納税支援業務委託料についてです。

ご説明をよく聞き取れませんでしたので、委託先と計算の仕方をもう一度教えてください。

次に、歳入ですが、36ページのふるさと納税（企業版）についてです。

概要では100万円が3件、30万円が1件、10万円が2件でしたが、差し支えない範囲で本社名か本社所在地をお知らせ願います。

**○議長（落合俊雄君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（渡部幸平君）** 40ページのふるさと創生に要する経費のうち、ふるさと納税支援業務委託料のご質問にお答えいたします。

まず、支援業務についてお話をさせていただきますが、企画財政課では、昨年度から、企業版ふるさと納税の取組として納税業務支援サービスの委託を検討しておりました。本年度、このサービスを提供する福岡県の企業ですが、自治体との連携を主に行っていた企業になります。名称は差し控えたいと思いますけれども、この企業について、今般、企業版ふるさと納税の業務支援サービス利用の締結をしました。

この支援サービスの内容につきましては、契約相手方が本町を応援してくれそうな企業を選定して寄附の働きかけをしてくれるというもので、その際に使用する浜中町の魅力を発信するもの、それから、プロジェクト等を紹介するパンフレットについて、専任のデザイナーがデザインから印刷までを行いまして、さらに、そのパンフレットの郵送や営業等も契約相手方が行うということですので、本町に営業に関しての負担は生じません。

しかし、営業活動を通じて企業版ふるさと納税の寄附をいただいた場合、町は、寄附額の20%プラス消費税分を成果の報酬として支払うという契約内容になっておりまして、9月以降、この営業活動を通じて3社、計50万円の寄附が確定しましたので、その50万円の22%ということで11万円を今回計上したということです。

また、歳入のほうとなりますが、現時点で350万円の寄附があります。寄附をいただいた企業について、企業名は差し控えたいと思いますが、所在地についてお知らせいたします。

6社全部を申し上げますと、まず、1社目が千葉県の企業で100万円の寄附がございました。それから、熊本県の企業から100万円、釧路市の企業から100万円をいただいております。また、今回、福岡県の企業との契約を通じて寄附を受けたものでございますが、

釧路市の企業から30万円、同じく釧路市の企業から10万円、そして、札幌市の企業から10万円をいただいたということで、計6企業から350万円のご寄附をいただいたという状況です。

**○議長（落合俊雄君）** 2番渡邊秀治議員。

**○2番（渡邊秀治君）** 企業版ふるさと納税は委託をしているということですよね。ここに直接関係しないかもしれないですけども、企業版でないほうの一般のふるさと納税では業務を委託している先はありますか。

**○議長（落合俊雄君）** 商工観光課長。

**○商工観光課長（赤石俊行君）** お答えをいたします。

これは企業版ふるさと納税の委託でございまして、一般のふるさと納税については個人となりますので、そういった契約はしておりません。

**○議長（落合俊雄君）** 2番渡邊秀治議員。

**○2番（渡邊秀治君）** 関連になりますが、ふるさと納税の11月現在の寄附額がもし分かりましたら教えていただきたいです。

**○議長（落合俊雄君）** 商工観光課長。

**○商工観光課長（赤石俊行君）** お答えをいたします。

ふるさと納税の11月末現在の数字は8億200万円でございます。

**○議長（落合俊雄君）** ほかにありませんか。

4番三膳時子議員。

**○4番（三膳時子君）** 48ページのリサイクルセンター管理に要する経費のうち、修繕料46万5000円についてです。

ペットボトルの何とかとありましたが、聞き取れなかったので、もう少し詳しく説明していただきたいと思います。

次に、50ページの漁港整備に要する経費のうち、需用費、修繕料についてです。

渡散布までは書き留めたのですけれども、ご説明願いたいと思います。

次に、54ページの教育振興に要する経費のうち、需用費の印刷製本費についてです。

郷土読本100部と書いてあるのですけれども、どう配布されるのかは決まっているのでしょうか、詳しくお伝えください。

最後に、58ページの給食センターに要する経費のうち、修繕料についてです。

計5か所を修繕と聞いたのですけれども、もう少し詳しくお伝えください。

**○議長（落合俊雄君）** 住民環境課長。

**○住民環境課長（細越圭一君）** 48ページのリサイクルセンター管理に要する経費のうち、需用費、修繕料46万5000円についてご説明申し上げます。

こちらは、リサイクルセンターにありますプラスチック容器包装、ペットボトルの減容機のベルトコンベヤーが制御不能となり、メーカーに原因を見てもらった結果、インバーターが故障しているということで、そちらの修理に55万円ということですよ。

ペットボトルの置場がなくなるものですから、予算流用させていただき、現在、修理をしているところになります。補修金額が55万円、予算の残額が8万5095円ありましたので、46万4905円が不足となることから、46万5000円の補正をお願いするものです。

**○議長（落合俊雄君）** 水産課長。

**○水産課長（東海林圭太君）** 50ページの漁港整備に要する経費のうち、10節需用費、修繕料130万9000円の増額についてご説明を申し上げます。

この修繕料につきましては、北海道が実施しております水産物供給基盤整備保全事業における散布漁港の保全事業で火散布・渡散布水域のしゅんせつを行ってございまして、現在、そのしゅんせつ土の置場としているところが大量となり、限界を迎えることから、新たな置場の選定が必要となりました。そのようなことから、散布漁協、さらには、地権者の方々と協議を行い、了承を得ることができまして、新たな場所を確保することができました。

場所については、現在は渡散布と養老散布の間にある海岸側のほうになりますが、新たなところはもう少し北側の森林に近い土地であります。この新たな土地に向かうためには町道を使用するということですが、その土地付近の道路は木の撤去やダンプ等の大型車両が通るために耐える地盤整備が必要であることから、その整備を行うための費用であります。

なお、漁港の保全整備事業については北海道が実施しますが、その整備に関わりまして、しゅんせつ土の置場などは町が確保することになっております。

また、このたび北海道が行う火散布、藻散布のしゅんせつにつきましては、棹前昆布に間に合うようなスケジュール感でやっておりますので、北海道では、令和7年度の補正を繰り越して8年度の2月から4月までの間にやっておくということをお願いしてありますので、2月までには間に合わせるということでこのたびの補正をさせていただいたということです。

**○議長（落合俊雄君）** 管理課長。

**○管理課長（澤邊昭彦君）** 54ページの教育振興費に要する経費のうち、需用費、印刷製本費のご質問にお答えいたします。

印刷するものを今ここに持ってきているのですが、郷土読本になります。こちらは、新3年生から使用する資料となります。令和2年度に作成したのですが、それが不足しているということで、追加で印刷をかけようとしています。これから3年分を見込んで100冊を印刷しようと思っています。

内訳としては、来年度は37人、再来年度が35人、令和9年度が40人ということで、少し残はありますが、それも含めて購入しようということです。

**○議長（落合俊雄君）** 給食センター所長。

**○給食センター所長（天岡道芳君）** 58ページの給食センターに要する経費のうち、需

用費、修繕料の説明をいたします。

まず、修繕は5項目あります。

一つ目ですが、食器・食缶コンテナを洗浄後に消毒、保管する消毒保管配送室の天井に設置している制気口の塗装が剥がれてきております。このままにしておくと食缶への異物の付着や混入につながるおそれがありますので、塗装のないアルミ製のものに交換をしようとするものです。

続いて、二つ目は、同じコンテナ消毒室ですが、コンテナの消毒保管機が温度信号を出すリミッターの故障により高温まで熱せられ、緊急停止するため、リミッターを交換するものです。

続いて、三つ目は、あえ物室にありますあえ物回転用の釜のストップバルブが漏水する状態になっておりますので、バルブを交換するものです。

続いて、四つ目は、殺菌庫のファンモーターの交換になります。洗浄室前の準備室の調理服を殺菌する殺菌保管庫のファンモーターが異音を発しており、このまま使用するとヒューズが切断されて緊急停止するので、交換するものです。

最後に、調理室に置いてあります大型ミキサーのカッターの軸受けの交換です。これは旧センターから引き続き使用しているもので、2011年製のものとなっており、カッターの軸受けと攪拌容器の底に隙間ができ、攪拌後に液体が本体に漏れるようになってきましたので、カッターの軸受けを交換しようとするものです。

以上の5点となっております。

**○議長（落合俊雄君）** 4番三膳時子議員。

**○4番（三膳時子君）** 50ページと54ページのことは了解しました。

48ページのリサイクルセンターについては、ペットボトルを潰すものということですね。近年、暑い気候になっており、ペットボトルの資源ごみが多くなっているから、ここ何年かのうちにペットボトルを潰すことが多くなったから壊れるのが早かったということは考えられるのでしょうか。

次に、給食センターのことについてです。

旧給食センターからの大型カッターが壊れたというのは分かるのですが、そのほかは新しい給食センターになってからの器具が壊れているのでしょうか、それとも、旧給食センターから持っていっているものが壊れたのでしょうか。

**○議長（落合俊雄君）** 住民環境課長。

**○住民環境課長（細越圭一君）** ご質問にお答えいたします。

こちらの機械は平成11年に導入しまして、最初はペットボトルを潰す機械だけだったのですが、容器包装リサイクル法の関係で、平成18年にプラスチックも潰せるように改造しております。

現在、19年が経過しております。その中で、近年の高温でペットボトルの量がどうなっているかですが、令和4年度で1420個、令和5年度で1341個、令和6年度では

1 3 1 4 個ということで、数に変化はありません。

こちらは経年劣化の故障ということで、この基板が直ればまた10年以上は使えるかなと思っております。

**○議長（落合俊雄君）** 給食センター所長。

**○給食センター所長（天岡道芳君）** 再質問にお答えをいたします。

旧センターから持ってきたものは、今の修繕5点のうちではミキサーだけとなっております。それ以外のものは、現センターの建設当時に取得したのとなっております。

**○議長（落合俊雄君）** 4番三膳時子議員。

**○4番（三膳時子君）** ペットボトルの話は了解しました。

給食センターについて、壊れたものを直すなどということではないのです。旧センターから持っていっているものが壊れるのは分かるのですが、給食センターが新しくなって何年なのでしょう。嫌にいつもあちこち壊れるような気がしているのです。壊れたものは仕方がないのですが、そういうふうに感じました。

給食センターが新しくなって何年になるのでしょうか。そのたびに器具やいろいろな部品が壊れますが、耐用年数は短いものなのでしょうか。

**○議長（落合俊雄君）** 給食センター所長。

**○給食センター所長（天岡道芳君）** 質問にお答えをいたします。

現センターにつきましては平成29年に建設し、30年度から稼働しております。調理器具等に関しては、炊飯器とスチームコンベクションの動力がガスで、それ以外は全て電気となっております。その耐用年数が大体7年から8年と言われております。今、7年が経過して8年目になっておりますので、そのくらいの時期なのかなと考えておりますが、機器の状況を見ながら運用していきたいと考えております。

**○議長（落合俊雄君）** ほかにありませんか。

6番田甫哲朗議員。

**○6番（田甫哲朗君）** まず、38ページのその他一般行政に要する経費のうち、修繕料100万円について伺います。

当初、同額の100万円が予算計上されておりました。今回は不足分ということでありました。昨日の一般質問でこれは街灯のLEDに係るものと記憶しておりますが、今回、増額補正になった内容、また、仮に今回もLEDであるとしたならば、年間20基程度を計画的に進めていくという中の一環と捉えていいのでしょうか。また、当初も含めた街灯の設置地区について、例えば、茶内、霧多布など、大まかな地区名でいいので、答弁をいただければと思います。

次に、同じページの基金積立金についてです。

これは、防衛交付金を積み立てるものですが、当初予算の説明のときには、基金に十分な余力があることから、今回の交付金は基金に積まないで別の事業に充てるという説明だったと思います。一般廃棄物の基金の残高を示していただきたいと思います。

次に、40ページの徴収事務に要する経費についてです。

これは、昨日、同僚議員からも質問がありまして、滞納整理の手続ということで、3件の滞納分の整理に係るものと理解しております。今回、欠損処分をしないでこの手続を踏んで回収に努めるという努力かなと理解するのですけれども、今回計上されている手数料120万3000円の算出根拠、また、3件分を合わせた額でいいので、滞納額の総額をお伺いします。

以前にも同様の手続を経て、そのときには資産となるものが不動産であったと記憶しているのですけれども、動産の資産であればこういう手続も必要ないのかなと思います。今回、資産と見込めるものの種別も併せてお示してください。

次に、46ページの環境政策に要する経費のうち、普通旅費と研修等負担金についてです。

湧別町のバイオガスプラントの視察4名分という説明でございました。この4名という人数の中には、行政職員だけではなく、例えば、農協職員など、関係する団体の職員も含まれているのでしょうか。

以前、バイオガスプラントに関しては、売電の方向ではなく、ガスの販売という方向で調整をかけるということで1回試算されております。結果、費用対効果が見込めず、あまりにも農家負担が大きくなるということで、一旦白紙になったものと私は理解していますし、その経緯を踏まえて今回湧別町に視察に行ったと理解しています。

調べますと、湧別町では、25戸の農家が参入し、なおかつ、行政はもとより、農協、漁協、その他一般企業が出資する中で実施しているとのこと。このたび完成して、10月に説明会が実施されたということがホームページを見てとれました。

既に視察等は終えているのかなと思うのですけれども、10月に実施されたものに合わせて実施したものなののでしょうか。

また、バイオマス産業都市構想というものが国に認定されている以上、何らかの形で進めようという努力の表れかなと思うのですけれども、現在考えている方向性をお伺いします。

加えて、農協を含め、参入の意欲を見せていた各農家に対して、一旦白紙に戻した経緯等の説明は既に済んでいるのか、その上での新たな試みなのかどうかも含め、答弁をいただきたいと思います。

次に、48ページの最終処分場管理に要する経費のうち、修繕料についてです。

専門用語で書かれていますが、バックホーの各ポンプの交換73万8000円ということです。当初予算では143万1000円が同様にバックホーの油圧系統の修理ということで計上されておりました。

今回の73万8000円は、当初見込んでいたものとは全く別なものというか、当初見込めなかった故障が発生したことによるものなののでしょうか。見ると、これも油圧系統の部類に入るのかなと思うのですけれども、その説明を詳しくお願いしたいと思います。

次に、その下の先ほど4番議員からもあったリサイクルセンターについてです。

令和6年度に発泡スチロールの減容機を購入するという予算として600万円程度が計上されていきました。素人なので、分からないのですけれども、減容機の種類です。缶もありますし、発泡スチロールとプラスチックがどう違うのかもよく分からないのですけれども、実際に稼働している減容機の種類を改めて説明していただきたいと思います。

次に、52ページの建築行政に要する経費のうち、民間賃貸住宅等建設促進助成金548万円の減額補正についてです。

当初予算では限度額の1200万円が見込まれていて、今回、執行残ということなので、650万円程度が予算として執行されています。この制度では、1平米の単価が決まっています、それに対する助成ということで、割り返しますと大きさとしては200平米くらいの建物になると思いますけれども、賃貸住宅の建設地区、1棟何戸の住宅ができたのか、説明していただきたいと思います。

**○議長（落合俊雄君）** 総務課長。

**○総務課長（佐々木武志君）** 38ページのその他一般行政に要する経費のうち、需用費の修繕料に関するご質問にお答えをいたします。

まず、今回の増額の理由につきましては、実績見込みによるものでございます。

こちらは当初予算で100万円を計上させていただきまして、議員がおっしゃられますとおり、LEDもそうですが、主に街灯の修理でして、10月までの支出が73万400円となっているところでございます。

昨年度の11月から3月末までに街灯の修理が10件発生しておりました。LEDの整備には1基当たり12万5000円程度がかかるものですから、そちらを10基ということで、125万円を調整しまして、100万円追加の200万円の予算となるよう、ご提案をさせていただきました。

今、既に4基の故障箇所がございます。奔幌戸地区が1基、仲の浜地区が3基、茶内市街が1基ということで、4基が故障しているので、こちらを優先して修繕を行っていきたいと考えております。

10基分を見込み計上ということになりますけれども、今年度はこの範囲内で修理をさせていただきたいと考えているところです。

**○議長（落合俊雄君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（渡部幸平君）** 議案37ページの基金積立金、38ページの特設防衛施設周辺整備調整交付金基金積立金のご質問にお答えいたします。

まず、特定防衛施設周辺整備調整交付金につきましては、本年度の交付額を当初1億4152万円で見込んでおりまして、議員がおっしゃるとおり、積立て等は今年度は行わず、事業に充てるということで、霧多布保育所の建具改修工事、湯沸会館の建て替えの工事に充当することで計上をさせていただいておりました。

本年度の交付金の額が1億7871万5000円で確定しております。この経過としま

しては、当初予算につきましては、例年、中隊規模の演習ということで見込んで計上しますけれども、結果として大隊での演習になったということで増額に至ったものでございます。

今回積み立てるのは差額の3719万5000円となりますけれども、こちらを基金に積み立てますと、残高は1億7030万6000円になります。

**○議長（落合俊雄君）** 税務課長。

**○税務課長（梅村純也君）** 40ページの徴収事務に要する経費のうち、役務費の手数料120万3000円の内訳についてお答えいたします。

まず、相続財産清算人を選任する際に家裁に対して申立てするのですが、その手数料が1件800円、3件分で2400円、さらに、選任されるのは弁護士になると思うのですが、その方への予納金が1件当たり40万円の3人分で120万円、合わせて120万3000円となります。

その根拠ですが、40万円には実は決まりがなく、裁判所に問い合わせたところ、担当の方の話だと下は数万円から上は100万円ぐらいになるだろうということだったので。では、この近辺の釧路管内では幾らぐらいでやられているのでしょうかという問合せをしたところ、釧路管内では実績がないということでした。不動産屋や亡くなった方の未払いの家賃などに請求が民間ではあるらしいのですけれども、官公庁ではないということなので、間を取って40万円ぐらいでいかがでしょうかというような提案をされたものから、何かを積み上げて出した数字ではないということです。

予納金についてのお答えもさせていただきたいのですけれども、最終的に残された財産を処分して税に充てて、さらに残余金があった場合、予納金にも充当されますので、今回の120万円は最終的に解決した際には全額が戻ってくる見込みで進めております。

また、滞納の総額ですが、3件分で45万4000円となっております。さらに、資産の種別としましては、1人の方は普通預金がございます。もう一人の方については、給与の未払い金、自動車を2台持っておりますので、そちらも売却の予定でおります。3人目の方については、自動車と土地があります。

**○議長（落合俊雄君）** 住民環境課長。

**○住民環境課長（細越圭一君）** 46ページの環境政策に要する経費のうち、旅費の普通旅費13万9000円についてご説明申し上げます。

まだ湧別町には行っておりません。なお、4名の内訳は、住民環境課職員2名、農林課2名となっております。

前回は農協職員も行ったということだったので、今回、一緒に行きませんかとお話をしたのですが、今回は遠慮させていただきたいということで、町の職員4名で行くことになっておまして、3月中旬を予定しております。

今回、視察に行く目的は、集中型での稼働と冬期間のバイオガスの発電状況等を視察させていただき、今後の検討材料としたいということです。

次に、バイオマスの説明会については、10月30日に茶内コミュニティセンターと浜中支所で農家の方に説明会を開催しております。人数については手元に資料がありません。

バイオマスの今後については、6月9日に町長と農協の組合長がバイオマスの関係について農協にて協議を行っております。その中で、現在検討しているバイオマスとガス構想については現状では厳しいというお話しがされたのですが、農協の組合長から、ただ、環境は切っても離せないことなので、今後、バイオマスをどのようにしていけばいいか、白紙ではなく、今後検討していきましようと思いましたが、そのことを含めまして、集中型がいいのか、個別型がいいのか、もう一度きちんと現状を確認するために湧別町に視察に行きたいと考えております。

続きまして、48ページの最終処分場に要する経費のうち、需用費の修繕料73万8000円についてご説明申し上げます。

こちらは、経過から全とお話しさせていただきたいと思っております。

7月17日に最終処分場で使用しているバックホーの後方より油が漏れていることを処分場の職員が発見し、メーカーに見てもらったところ、サプライポンプの破損により燃料が漏れていることが分かりました。燃料漏れということで、早急に補修を行うため、予算流用をさせていただき、9月10日に補修は完了しております。

補修金額は77万8470円となり、先ほど議員がおっしゃいました油の交換等の残額が11万5812円あり、不足の62万2658円に62万3000円を流用しております。

また、同じバックホーで9月17日にセンサーのエラーがあり、メーカーに見てもらったところ、ラジエーター等の目詰まりとセンサーの故障と分かりました。オーバーヒートを起こしてしまうことから、早急に補修を行うため、こちらも予算流用をさせていただき、10月17日に補修は完了しております。

補修金額は11万4400円となり、予算の残額342円、不足の11万4058円に11万5000円を流用させていただいております。

流用額が合計で73万8000円となり、戻入れの補正をお願いするものであります。

続きまして、48ページのリサイクルセンター管理に要する経費の減容機の内容についてです。

こちらは空き缶のプレス機で、アルミ缶とスチール缶を潰すものです。先ほどの補修がありましたプラスチック容器包装は、袋のところにマークがついているのを見たことがあると思うのですが、それを潰す機械になります。それとペットボトルを交互に潰し、潰したものがPPバンドに巻かれて出てきまして、それをリサイクル協会に発送しています。

次に、発泡スチロールの減容機は、羽根で発泡スチロールを細かく砕いた後、その下の熱で溶かしながら固める方式のものになります。

**○議長（落合俊雄君）** 建設課長。

**○建設課長（塚田恒平君）** 52ページの建築行政に要する経費のうち、補助金の民間賃貸住宅等建設促進事業助成金548万円の減額理由について説明いたします。

浜中町民間賃貸住宅等建設促進事業の令和7年度の申請受付期間は令和7年7月31日で終了しており、今年度の申請件数は1件となっております。

申請建物の概要ですが、建設地が茶内地区、建物用途が従業員宿舎、構造規模が木造2階建ての1LDK4戸、床面積は253.38平方メートル、町内業者施工で、助成金額は652万円となっております、家賃に関しては無償貸与と伺っております。

以上のことから、予算額1200万円から助成金額652万円を差し引いた残額548万円を今回減額補正したものになります。

補足説明としまして、補助対象面積ですけれども、共用部を除いた補助対象面積が217.37平方メートルで、町内業者施工で3万円、計算したところ、652万1100円となります。1枚未満が切捨てとなりまして、652万円となります。

**○議長（落合俊雄君）** 6番田甫哲朗議員。

**○6番（田甫哲朗君）** 38ページについては理解しましたが、1点だけ確認です。

課長答弁で主にという言葉が使われた上でLEDという言葉が使われたのですけれども、修繕するに当たって、LEDでないものについてはLED化をしていくという方向性で進めるということかどうか、主にという言葉の意味が理解できませんでしたので、確認いたします。

次に、40ページの徴収事務に要する経費については、おおよそ理解できました。

当初、私が思っていたのは、この手法を用いるのは主に不動産の場合かなと思ったのですが、そうではなく、車もあるし、預貯金もあるということで、極力、滞納分の回収を図りたいという意思は十分に伝わりました。

一つ懸念しているのは、土地もあったということなのですが、土地だけなのでしょうか、上物があるのでしょうか。仮に上物があるとしたら、公売にかけた結果、成立しなかった場合、この土地の所有はどのような位置づけになるのかが気になるのです。

国において、いわゆる迷子の土地、所有者が分からない物件の発生を防ぐという目的で、昨年に改正がされて、まず、相続登記を義務づけた上で相続放棄も認めるということが決定された中での今回の放棄だと思うのですが、相続放棄となった不動産の所有はどうなっているのか、その説明をいただければすっきりするかなと思いますので、よろしくお願いたします。

次に、46ページの政策環境については、これから行くということです。湧別町は既に稼働しているはずですが。前回の案は取りあえず白紙に戻すけれども、撤退ではなく、今後、さらに協議を進めながら何とか道を探るという方向性で、これは農協とも意思疎通を図れたという認識を持って構わないのだと思います。

私は、あまりにもコスト高になった関係で、なかなか事業が展開できないけれども、再生可能エネルギーの地産地消というのでしょうか、うちのまちに適したものという意味で

バイオマスは大変魅力のある事業だと思います。

湧別町をしっかりと見てきて、25戸の農家が参入しているということなので、一体どれくらいの負担が実際にあるのか、なおかつ、民間企業も含めた中で、漁協までもが会社設立に携わっているということですので、十分に精査し、うちのまちでも可能な方向性をぜひ探ってきていただきたいと思うのですけれども、その決意だけ伺っておきたいと思います。

以上、お願いいたします。

**○議長（落合俊雄君）** 総務課長。

**○総務課長（佐々木武志君）** 38ページのその他一般行政に要する経費のうち、修繕料に関するご質問にお答えをいたします。

議員がおっしゃいますとおり、主にと答弁させていただきましたのは、一部、自動点滅機の交換等があったからです。そういうお答えをして申し訳なかったのですが、今後における予算の使用のほとんどがLEDへの交換になってくるのかなと考えております。

**○議長（落合俊雄君）** 住民環境課長。

**○住民環境課長（細越圭一君）** 決意になると思うのですけれども、ご質問にお答えいたします。

湧別町の施設も建設費が2割ぐらいアップした中で行われていると聞いておりますが、農協組合長と町長とのお話の中でも環境問題はきちんとしていかなければならないということもございました。

今回、10月30日の説明会の中でも、集中型は集めるのは大変だ、これからは個別型ではないかというお話がございましたので、それも踏まえ、きちんと視察をさせていただき、今後の検討をするために勉強してまいりたいと思います。

**○議長（落合俊雄君）** 税務課長。

**○税務課長（梅村純也君）** まず、今回の対象案件についてです。

不動産が土地だけなのかという問いだったと思うのですが、今回は土地だけです。上物があって公売が不成立だった場合にどういう処理をするのかですが、実は、今回は確実に回収できる見込みの案件に絞って処理をしようと考えております。内々でその土地と隣接する方のお話もついていまして、売り方も、公売という方法になるのか、任意売却になるのかを選択できるものですから、まずは確実に売れるものということでこの3件を選択しました。

先ほども申し上げましたとおり、1件については預貯金で、かなり簡単な手法で処理できるという話を弁護士に伺っていますので、予納金も40万円まではかからないだろうという見込みでおります。

続きまして、先ほど議員が迷子不動産という表現をされていましたが、法務局では所有者不明土地という言い方をされております。相続放棄されて所有者不明土地になるケースもあるのですが、今回のような処理をすることによって、後づけになることもあるのです。

が、所有者不明土地を未然に防ぐ効果も一方では考えております。

それによって、今、相続放棄されて、課税にはなるのですがけれども、納付書を送る相手がないという土地も数件あるのです。将来にわたってはこういったものも解決し、迷子不動産をできるだけ減らしていきたいという思いもございます。

また、今回は不動産以外に自動車もあるのですが、そのうち、軽自動車が2台ございまして、軽自動車も結局は納付書を送る相手がない軽自動車になってしまいますので、今回、対象の軽自動車を売却することによって名義変更もできるという効果も併せて考えております。

**○議長（落合俊雄君）** 6番田甫哲朗議員。

**○6番（田甫哲朗君）** おおむね了解しました。

1点、徴収事務に要する経費について確認です。

一般的に相続放棄を申し立てて家裁に認められた土地は、基本的にはどこが管理するか、どこが責任を負うと国で定めているのか、見込んでいるのかについて確認させていただきたいと思います。

**○議長（落合俊雄君）** 税務課長。

**○税務課長（梅村純也君）** 一般的に相続放棄された土地の件についてですが、国では特に定めはございません。ただ、令和5年4月から施行された法律では、所有者不明土地の国庫帰属という制度が新たにできました。言葉のとおり、相続放棄する際に相続しないでその土地を国庫に帰属しますということですが、その際にいろいろな条件があります。

帰属するに当たって、手数料として二、三十万円ぐらいが必要ですし、しかも、崖地は駄目、上物があったら駄目、ただの平たんな土地でなければ駄目だということで、あまり手続は進んでいないようです。しかも、その土地が都市部にあれば価格もある程度になるので、国としても必要ということになります。

法務局が言われているところによると、国庫帰属の前に町でもし必要なのであれば、むしろ町への寄附を先に行ってくださいということなのですが、なかなか土地の寄附を受ける体制もできておりませんし、町としても、個人の方が持っていれば固定資産税をいただけるということもありますので、必要以上に寄附を受けるということにもならないのかなと思っております。

**○議長（落合俊雄君）** ほかにありませんか。

9番成田良雄議員。

**○9番（成田良雄君）** 歳入の35ページの民生費寄附金のうち、36ページの教育費寄附金について質問いたします。

このたび、社会福祉寄附金として45万4000円、そして、児童福祉費寄附金で49万円、教育費寄附金で59万円を歳入に計上しています。

予算概要を見れば分かりますけれども、項目別に詳しく説明をお願いいたします。

社会福祉費寄附金では1社、個人1件、そして、児童福祉費寄附金は、1団体組合と個

人1件、教育費寄附金は団体、組合と個人1件ということでございますが、できれば事業者の名前も公表してもらいたいと思います。

あわせて、歳出の42ページでは基金積立金45万5000円が寄附金で充当されております。また、44ページでは寄附金を充当しての備品購入などを3件計上しております。そして、56ページには1件の図書購入に寄附金を充当しています。

本当に貴重な寄附金ですが、どのような歳出に充当したか、詳しく説明をお願いしたいと思います。

**○議長（落合俊雄君）** 健康福祉課長。

**○健康福祉課長（川村則彦君）** 質問にお答えします。

36ページの社会福祉費寄附金45万4000円についてお答えいたします。

内容に関しましては、個人からの寄附金が10万円と企業からの寄附金が45万4500円となっております。

企業についてご説明いたします。

企業につきましては、明治安田生命から寄附をいただいております。こちらは、明治安田生命の地元の元気プロジェクトの一環として、地域住民の方の健康づくりや暮らしの充実に向けた共同取組の一助として毎年寄附されているものであります。令和3年度から5年目となり、寄附の累計は168万200円となっております。

こちらは、歳出の42ページの福祉振興基金積立金に個人からの寄附と合わせて全額を積み立てております。

**○議長（落合俊雄君）** 保育所長。

**○保育所長（中山和生君）** 歳入の民生費寄附金、児童福祉費寄附金49万円の増についてご説明させていただきます。

例年同様、匿名の個人寄附が1件、20万円、また、農協から30万円の寄附がありまして、こちらは令和2年度から毎年いただいております。また、個人寄附につきましても、匿名ではありますが、同じ方に令和4年度から4年続けていただいております。保育所としては大変ありがたく思っているところでございます。

保育所の子どもたちのためにということですので、歳出のほうにありますとおり、おもちゃや備品など、それぞれの保育所で子どもたちが喜ぶものや必要なものを先生たちが選んで購入させていただいているところです。

寄附金につきましては既に納入されているのですけれども、既定予算が1万円でしたので、49万円の補正となります。

次に、歳出です。

まず、44ページの子育て支援センターに要する経費のうち、施設用備品購入10万7000円の増についてです。

こちらにつきましては、やわらかステップ・たっちとあんよという名前の乳児期のつかまり立ち、伝い歩きに特化したユニット式の歩行レーンとなっております。乳児後期の

つかまり立ちのサポートから歩行確立まで幅広く活用でき、バランス感覚にも特化したものであり、安全に見守ることができるものとなっております。

対象年齢は6か月から2歳くらいまでとなっております、茶内子育て支援センターを利用するお子さんとそれを見守る保護者にぴったりの備品と考えております。こちらが10万7000円となっております。

次に、常設保育所に要する経費事業費のうち、消耗品費についてです。

こちらは、令和5年度に寄附金で買わせていただいた霧多布保育所のプレイルームで使う大きくて柔らかい素材でできたブロックの買い増しです。増やしていくことで子どもたちの遊びの幅を広げることができますので、追加購入しようとするものです。16個組で6万9000円で、丸や三角、四角などのほか、長いタイプも入っております、組み合わせるとシーソーのように遊ぶこともできます。

次に、霧多布保育所のラバーリング2万9300円です。こちらはラバー素材のリングで、運動会などのマーカーとして使うものです。けんけんぱのときの丸と言ったら分かりやすいでしょうか。運動会以外のときは霧多布保育所のプレイルームで使う予定です。丸から丸へジャンプしたり、鬼ごっこのときの安全地帯にしたり、遊び方によっていろいろな使い道がありそうだと考えております。

次に、備品購入費についてです。

まず、イージーアップテントが1台5万5000円です。こちらは、以前、茶内保育所でも購入したのですが、今回は霧多布保育所の外で使うテントとなります。パンタグラフ式の骨組みのものでして、女性でも組立てが簡単な構造となっております。夏場の外遊びや砂場遊び、運動会や運動会の練習などの熱中症対策として購入させていただく予定です。

次に、霧多布保育所で使うクリスマスツリーが2万6500円です。既存のものは購入して30年以上がたっておりまして、劣化が進み、形をなさなくなっているため、更新しようとするものです。

次に、茶内保育所で使うおひさまフレンド・ロングという商品名の、いわゆる屋外用のベンチです。テーブルとしても使うことができ、子どもたちが外遊びや砂場遊び、運動会の練習などをするときにはテントと一緒に使うことを想定しています。3台1セットを2セット購入し、6台で13万2000円となります。

次に、へき地保育所に要する経費のうち、消耗品2万円の増についてです。

サニーパーク砂遊び超特大セット1万9415円ですが、姉別保育所での砂場遊びに必要なバケツやスコップ、じょうろなど、36個のセットに収納ケースがついたものです。今年度、姉別保育所の砂場を補修しておりまして、そこをさらに楽しむためのアイテムとなっております。

次に、備品購入費、施設用備品購入費11万円の増についてです。

主に寄附金を活用しておもちゃなどを購入させていただきます。また、姉別保育所の電

話機が壊れてしまいましたので、更新するものです。

まず、寄附金で購入しようとするものは、浜中保育所で使う予定のLEDブラックライト一式2万9900円です。こちらは、行事ごとに使うブラックパネルシアターというものに使うものです。ブラックパネルシアターは、黒い布を張ったパネルを舞台に保育士が人形を貼ったり剥がしたりしながら物語を進めていくもので、七夕や節分、ひな祭り、クリスマスなどのお話を子どもたちに聞かせます。次に、森のアイランドキッチン2万5300円は、姉別保育所でおままごとに使う木製のキッチンとなっております。CDラジオカセットレコーダー2万5080円は、散布保育所のプレイルームなどで使用する予定で、発表会の練習や卒園式などの行事などのほか、お昼寝明けの音楽を流すなど、使用頻度の高いものとなっております。ここまでが寄附金を活用しているものになります。

次に、ファクスつき電話機2万9000円ですが、姉別保育所において、9月下旬に急に電話機が故障したため、既に流用して購入させてもらっていますが、それを戻し入れるものです。保護者との連絡に必要不可欠なため、代替機を取り付けてすぐに購入に至りました。

**○議長（落合俊雄君）** 管理課長。

**○管理課長（澤邊昭彦君）** 36ページの教育費寄附についてご説明いたします。

1件は、保育所同様に、浜中町農業協同組合から50万円の寄附をいただいております。それに加え、個人の方から10万円の寄附をいただいております。合わせて60万円で、既定予算が1万円ありますので、差し引いた分の59万円を計上しております。

歳出についてですが、54ページの基金積立金、育英事業基金積立金10万円は、個人からの寄附の10万円となります。また、56ページの教育振興に要する経費のうち、備品購入費は図書購入で50万円を見ております。

農協から寄附をいただくのは6年目を迎えます。各学校に毎年1校ずつ割当てて50万円ずつ使わせていただいております。今年度は散布中学校に50万円を配分して活用させていただきたいと思っております。

**○議長（落合俊雄君）** 健康福祉課長。

**○健康福祉課長（川村則彦君）** 先ほど、社会福祉費寄附金の45万4000円に関して答弁漏れがございましたので、説明させていただきます。

個人からの寄附10万円と明治安田生命からの寄附45万4500円、合わせて55万4500円から予算現額10万円を差し引いた45万4000円が補正額として計上されておりますので、よろしく願いいたします。

**○議長（落合俊雄君）** ほかにありませんか。

1番三上浅雄議員。

**○1番（三上浅雄君）** 40ページの徴収事務に要する経費について、先ほど6番議員とのやり取りがありましたが、知識不足なので、確認させていただきます。

滞納金が43名で四十数万円あるとのことですが、これは滞納整理機構も通っている案

件なのですか。遺族が相続放棄をして、滞納金を徴収するために、町としては、家裁に申請し、管財人を立てて、聞き慣れない予納金を積んで四十数万円の税をもらうという手続を取っているということですね。

先ほど言ったように、3名の亡くなった方の財産を町側である程度把握できていて、預貯金があるのも知っていて、こういうケースだとやれるなという判断の中で執行したとのことですが、こうしたことは過去にもありましたか。私が議員になってから聞いたことがないのです。

まず、今私が言った手続の仕方で間違いはないですか。こういう手続を踏んで徴収するのですよね。例えば、預貯金が滞納している税額より多かったらどうするのですか。この40万円は誰が積むのですか。遺族は放棄してしまっているから、家裁に申し立てている町側が積むのですか。

また、土地がそれ以上に売却できたらその分は返ってくるということですが、返ってきたお金はどこに行くのですか。遺族が放棄しているということは受け取らないということにもなると思うのですが、そこがどうも納得いかないのです。

例えば、私は法人の役員を長くやっていたけれども、法人でもあるのです。これは法人でも適用できるのですか。当然、弁護士なり税理士なりとやっていくのだと思いますが、私が今言ったとおりの流れで間違いがないか、また、二、三点の今言った疑問点について教えてください。

**○議長（落合俊雄君）** 税務課長。

**○税務課長（梅村純也君）** 徴収事務に要する経費に関してお答えいたします。

この案件は滞納整理機構が関与しているかということだったのですが、滞納整理機構は関与しておりません。

次に、相続放棄から始まる手続は、議員がおっしゃるとおりの流れになっております。相続放棄されたというのは黙っていれば我々は分からないのですけれども、家庭裁判所に照会をかけまして、相続放棄の申述がされているかどうかの確認を取ります。それによってされていることが確認できたところでこの流れに入っていくこととなります。

次に、財産の把握はどのような形でやったのかですが、実は、令和7年4月からインターネットを通じて預貯金、さらには、生命保険の調査ができるシステムを導入しております。今までは預貯金調査だと長いところで照会をかけてから1か月ぐらいかかっていたのですが、それによって二、三日のうちに調査が完了しますし、それに伴って調査件数も多くなったのです。

なお、先ほど申し上げた預貯金がある方については、家族のいない方だったこともあり、これまで預貯金調査をかけていなかったのですが、財産があるということが分かったため、そこからこの処理をしていこうという話になりました。また、議員がおっしゃるとおり、これまではこういった方法は取っていませんでした。

ただ、空き家の関係で過去に防災対策室で同じ手続をしていると聞いたこともあります。

ので、それは申し添えておきます。

次に、40万円は誰が納めるのかですが、町が予納金、前払い金を払います。裁判所にしてみたら、我々、官公庁だけではなく、民間の方がこの手続をすることもありますので、支払いが後々されないことがないよう、弁護士に手つけのような形で払われると聞いております。

処分した財産をお金に換えた段階で、最初に予納金に充てます。この3件はそれぞれ40万円以上、多い方で100万円ぐらいに換価できる見込みでおりますので、まずは弁護士費用である予納金の40万円に充て、その後に税に充てます。それぞれの滞納金額に充てても残余金が出てくる見込みではありますが、そこで出るのは相続放棄されているものに対しての最終的な残余金ですから、遺族に渡すことはございません。遺族ではなく、これも国庫帰属といいまして、この場合、清算人となった弁護士が法務局に一旦供託し、その後、期間を置いた後に国庫に帰属するという流れになっております。

次に、法人でもこういった手続が取れるのかについてです。

法人も同様に取りますが、法人の場合、相続人という存在をどういうふうに捉えるかもありますので、それについては今後研究させていただきたいと思っております。

**○議長（落合俊雄君）** 1番三上浅雄議員。

**○1番（三上浅雄君）** 流れがどうなっていくのか、今まで知らなかった部分もあったので、確認させていただきました。今の説明で、流れ、そして、結果がこうなるのだということが分かりました。

これから先もこういう事案が本町でも発生することもあり得ると思いますが、これらもこういう措置を取っていくことになるのですか。

**○議長（落合俊雄君）** 税務課長。

**○税務課長（梅村純也君）** 今後ともこういう措置を取っていくかというご質問についてです。

実は、令和8年度の当初予算でも1件分のこの案件用の予算を要求しているところです。今後も先ほど言ったようなインターネットでやれる調査などもどんどん取り入れると同時に、今回の3件については確実に費用対効果といいますか、残余金まで出るぐらいのものですが、そこを見極めながら、これ以外にも取っ払いこうと考えております。

**○議長（落合俊雄君）** ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** これで質疑を終わります。

これから議案第87号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** 討論なしと認めます。

これから議案第87号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(落合俊雄君)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3 議案第88号 令和7年度浜中町介護保険特別会計補正予算(第3号)

---

**○議長(落合俊雄君)** 日程第3、議案第88号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長(齊藤清隆君)** (登壇) 議案第88号令和7年度浜中町介護保険特別会計補正予算(第3号)について、提案の理由をご説明申し上げます。

このたびは、歳出3款地域支援事業費、包括的支援事業に要する経費でプロジェクター購入経費について補正をお願いするもので、補正額は19万3000円の追加となります。

一方、歳入につきましては、6款繰入金、事務費繰入金19万3000円を追加し、収支の均衡を図ろうとするものであります。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は5億2611万8000円となります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。(降壇)

**○議長(落合俊雄君)** これから議案第88号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

6番田甫哲朗議員。

**○6番(田甫哲朗君)** 1点だけ、68ページの歳出について伺います。

今回の補正はプロジェクターを購入するという予算であります。これについては、新規に購入するのか、それとも、更新という位置づけなのか、また、性質上、認知症予防等に関わる必要性からかなと思うのですけれども、主なプロジェクターの用途を説明していただきたいと思います。

**○議長(落合俊雄君)** 保険課長。

**○保険課長(久野義仁君)** プロジェクターの事務機器購入に関する内容についてご説明申し上げます。

現在使っているプロジェクターにつきましては既に十数年が経過しておりますし、かなりの頻度で様々な事業に使わせていただいたため、画像の映りも悪く、摩耗が激しいということで今回新たに購入をさせていただきたいと思っております。

二つ目に議員から認知症という代表的な事業のご質問がありましたが、まさに、今、地域包括支援センターでは、主に健康教室、ハツラツ倶楽部わっはっは、ほのぼのクラブな

ど、それぞれの世代、それぞれの介護支援度によって様々なメニューをセンターの職員が毎月行っております。年間で申し上げますと、そういった事業でプロジェクターを使う頻度は150回を超えまして、大変高頻度となっております。

まず、プロジェクターを使う主な内容につきましては、自治会の会館などにあるカラオケの大きな機械を使用料で第一興商から毎月借りているのですけれども、それにプロジェクターをつなげて、それぞれの高齢者に合ったメニューを組み合わせしております。毎回同じようなものを流すとマンネリ化して参加数にも影響するというので、常にアップデートしております。当然、参加人数の増嵩も期待しているのですけれども、無理がなく、負担のかからないようなプログラムで、各地域でこの事業を展開しているところであります。

また、認知症対策といたしましては、今年の10月25日に総合文化センターで認知症をテーマとした映画上映会も行っておりますが、そういった際にもプロジェクターを活用しております。

昨年1月に認知症基本法が施行されました。今、国も高齢化に合わせて認知症対策に随分と力を入れております。そういった背景から、浜中町としても、限られた地域包括支援センターの人数ではありますが、町内の認知症の方の数も増加しておりますし、認知症を治すことは不可能でありますものの、早い段階で参加をしていただき、なるべく認知症の進行を抑えることを目的にこういった事業を展開してまいりたいと考えております。

**○議長（落合俊雄君）** ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** これで質疑を終わります。

これから議案第88号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** 討論なしと認めます。

これから議案第88号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第89号 令和7年度浜中診療所特別会計補正予算（第3号）

---

**○議長（落合俊雄君）** 日程第4、議案第89号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（齊藤清隆君）**（登壇） 議案第89号令和7年度浜中診療所特別会計補正予算（第3号）について、提案の理由をご説明申し上げます。

このたびは、診療所修繕に伴う経費などについて補正をお願いするもので、補正額は59万6000円の追加となります。

補正の内容を申し上げますと、歳出1款総務費、浜中診療所管理に要する経費では、修繕料、自動ドア修理で2万1000円の追加、浜中診療所運営に要する経費では、公課費、消費税で39万3000円の追加、2款医業費、医業に要する経費では、修繕料、蒸気滅菌器修理で6万9000円の増額、備品購入費、自動体温測定器購入で11万3000円の追加となります。

一方、歳入につきましては、4款繰越金、前年度剰余金で59万6000円を追加しようとするものであります。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は3億3767万7000円となります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。（降壇）

**○議長（落合俊雄君）** これから議案第89号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第89号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** 討論なしと認めます。

これから議案第89号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第5 議案第90号 令和7年度浜中町下水道事業会計補正予算（第1号）

---

**○議長（落合俊雄君）** 日程第5、議案第90号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（齊藤清隆君）**（登壇） 議案第90号令和7年度浜中町下水道事業会計補正予算

(第1号)について、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書82ページの予算説明資料をお開きください。

このたびの補正は予算不足によるもので、収益的収入で、1款下水道事業収益2項営業外収益2目他会計補助金185万1000円の追加は一般会計補助金によるものであります。

収益的支出で、1款下水道事業費用1項営業費用1目管渠費185万1000円の追加は、霧多布マンホールポンプ所1号機ポンプの修繕によるものであります。

資本的支出で、1款資本的支出1項建設改良費2目工具器具及び備品13万5000円の追加は、霧多布センターにおいて、水質検査の際に使用する器具であるウォーターバスが故障したため、購入するものであります。購入の財源につきましては、下水道事業の自己財源を充てております。

77ページにお戻りをいただき、議案第2条収益的収入及び支出は、それぞれ185万1000円を追加し、4億442万7000円に改めようとするものであります。

議案第3条資本的支出は13万5000円を追加し、2億5005万9000円に改め、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を1億637万4000円に、過年度分損益勘定留保資金で補填する額を4471万5000円に改めようとするものであります。

議案第4条予算第8条に定めた他会計からの補助金は2億1961万5000円に改めようとするものであります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。(降壇)

**○議長(落合俊雄君)** これから議案第90号の質疑を行います。

収支一括して行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(落合俊雄君)** 質疑なしと認めます。

これから議案第90号の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(落合俊雄君)** 討論なしと認めます。

これから議案第90号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(落合俊雄君)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

## 日程第6 議案第91号 浜中町教育委員会教育長の任命同意について

---

○議長（落合俊雄君） 日程第6、議案第91号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君）（登壇） 議案第91号浜中町教育委員会教育長の任命同意について、提案の理由をご説明申し上げます。

現教育長の佐藤健二氏は、令和8年2月2日をもって任期満了となりますが、同氏は人格、識見に優れ、また、経歴に示すとおり、長い教育行政経験を通じて確かな実績もあり、その行政手腕は教育長として最適任と認めるところであり、教育長に同氏を引き続き任命いたしたく、ここに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をいただきたく提案した次第であります。

なお、任期は令和8年2月3日から令和11年2月2日までの3年間となりますので、よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。（降壇）

○議長（落合俊雄君） お諮りします。

本案は、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから議案第91号を採決します。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（落合俊雄君） ただいまの出席議員は8人です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に9番成田良雄議員及び1番三上浅雄議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。

なお、指示があるまで記入せず、お待ちください。

（投票用紙配付）

○議長（落合俊雄君） 投票用紙の配付漏れを確認いたします。

配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

(投票箱点検)

○議長(落合俊雄君) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

会議規則第83条の規定により、任命を可とする方は賛成と、否とする方は反対と記載して投票願います。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第80条の規定により、否とみなします。

ただいまから投票用紙への記入をお願いします。

記入が済み次第、1番議員より、順次、投票願います。

(投票)

○議長(落合俊雄君) 投票漏れはありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

9番成田良雄議員及び1番三上浅雄議員の立会いを願います。

(開票)

○議長(落合俊雄君) 投票の結果を報告します。

投票総数8票、有効投票8票、無効投票0票です。

有効投票のうち、賛成8票、反対0票です。

したがって、議案第91号は任命に同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(落合俊雄君) ここで、教育長、佐藤健二君から、議員各位に対しまして挨拶の申出がありました。

これを許します。

○教育長(佐藤健二君) 議長のお許しがありましたので、一言、ご挨拶を申し上げます。

ただいま、町長の教育委員会教育長任命同意を求めのご提案に対し、満場のご賛同を賜りましたことは、誠に光栄であり、厚くお礼を申し上げます。今後とも、皆様のご期待に応えられるよう、教育長として私の使命を全うしてまいりたいと思っております。

つきましては、議員各位のご指導、ご協力をお願い申し上げまして、挨拶に代えさせていただきます。

大変ありがとうございました。

○議長(落合俊雄君) 再任されました佐藤健二教育長から大変力強い就任のご挨拶がありました。

佐藤教育長には、今後とも、当町の教育振興・発展のためにさらなるご尽力を賜ります

ようお願いを申し上げます。

---

#### 日程第7 閉会中の継続調査の申出について

---

**○議長（落合俊雄君）** 日程第7、委員会の閉会中の継続審査の申出についてを議題とします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、目下委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りした申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### 閉 会 宣 告

---

**○議長（落合俊雄君）** お諮りします。

本定例会に付議された案件の審議は全部終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（落合俊雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は閉会することに決定しました。

これをもって令和7年第4回浜中町議会定例会を閉会します。

（閉会 午後 0時01分）